

すすき野中学校いじめ防止基本方針

平成26年3月策定
平成30年3月一部改定
令和2年3月一部改定
令和3年3月一部改定
令和5年3月一部改定
令和6年3月一部改定

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

○いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童生徒に対して当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

○いじめ防止等に向けての基本理念（横浜市いじめ防止基本方針より抜粋）

すべての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

子どもは、人と人との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響をあたえるものとの認識に立つ必要がある。

○いじめ防止等に向けての基本的方針（横浜市いじめ防止基本方針に基づく）

- (1) あらゆる教育活動を通じ、誰もが、安心して、豊かに生活できる学校づくりを目指します。
- (2) いじめは、どの学校にもどのクラスにもどの子どもにも起こり得ることを強く意識します。
- (3) いじめが発生した場合は早期に解決できるように、情報共有と組織的対応をします。また保護者、地域や関係機関とも連携し情報を共有しながら指導にあたります。
- (4) 学校は、生徒ひとり一人の自己有用感を高め、自尊感情の育む教育活動を推進します。
- (5) 学校は、いじめの早期発見のために、教育相談体制の充実や定期的な調査に努めます。
- (6) 全職員がいじめの未然防止を図るために、日頃から見守りや声かけをしていきます。またいじめが確認された際は、被害生徒の人権保護を最優先とし、迅速かつ適切に対処します。また加害生徒に対しても迅速かつ適切な指導、措置を行います。
- (7) 学校と保護者は生徒の成長を支えるパートナーであるという認識をもちます。
- (8) 教職員一人ひとりが、つらい思いをしている生徒の気持ちに寄り添い、その思いをしっかりと受け止める力の向上を図ります。

2 学校いじめ防止対策委員会の設置

【組織の構成】

- (1) 校内にいじめ防止対策委員会を設置します。
- (2) いじめ防止対策委員会の構成は次の通りです。学校長、副校長、生徒指導専任
生徒指導部長、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー。
- (3) 必要に応じて外部機関（警察、区役所、児童相談所、主任児童委員）やスクールソーシャルワーカー等の専門家の参加を求めます。

【組織の役割】

- (1) いじめの相談・通報の窓口とします。
- (2) いじめの疑いに関する情報や、生徒の問題行動などに関わる情報の収集と記録、共有を行います。
- (3) いじめを察知した場合には、情報の迅速な共有、事実関係の聴取、指導や支援体制・対応方針の決定、保護者との連携等の対応を組織的に実施します。
- (4) 学校基本方針の策定や見直し、取組が計画通りに進んでいるかどうかのチェック、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、そして必要に応じた計画の見直しなど、いじめ防止等の取組について、PDCA サイクルで検証を行います。

【委員会の運営】

- (1) いじめ防止対策委員会を毎月 1 回以上、定期的を開催します。またいじめを認知した際は、直ちにいじめ防止対策委員会を招集し対策を講じます。
- (2) 学校として組織的に対応方針を決定するとともに、責任者は会議録を作成・保管し、進捗の管理を行います。
- (3) 一年間を振り返り、次年度の計画や取組の改善、見直しを行います。

3 いじめの未然防止及び早期発見のための取組

【いじめの未然防止】

いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくりを行い、信頼関係作りに努めます。

- (1) 普段の生活や遊びなどを通してルールやマナーの大切さ、友人との適切な距離のとり方を指導することで、良好な人間関係を育めるよう支援します。
- (2) 保護者、地域との連携を深め、青少年の健全育成のために共通理解を図り、未然防止に努めます。
また、保護者に対し生徒が SNS 端末を所持・利用する際には保護者による注意喚起としてペアレンタルコントロールの実施、強化を求めます。
- (3) 道徳を通して生徒たちの人権感覚を養い規範意識を高めながら自尊感情を育みます。
- (4) 教職員の言動が生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長することのないような指導を徹底します。

【いじめの早期発見】

日々の生活の中で、生徒の変化を見逃さないようにする。

(1) 保護者、地域との連携事業として

①教育相談（年3回）②懇談会（年3回）、③すすき野中学校・家庭・地域連携事業等の活用、④地区懇談会（年1回）等を活用し、情報の共有を図る場とする。いじめ問題をはじめ学校が抱える課題等を保護者、地域と共有し、連携・協同して取り組む。

(2) 生徒に対して、①定期的なアンケート（年4回）や教育相談（4、8、1月）、個別に適宜面談。

②いじめアンケート実施（5月、12月）③情報モラル講演を行いSNS等で行われる、いじめや利用法を学ぶ（アンケート実施）④何よりも生徒一人ひとりの状況の把握に努めるために、生徒の変化を見逃さないように見守りをする。⑤スクールカウンセラーとの面談、支援（定期的にスクールカウンセラーが来校し、支援や相談が必要な生徒・保護者と面談をする）

【年間活動計画】

月	取組内容	
4	年間計画と生活指導の経過の引継ぎ 生徒理解研修① 教育相談①	入学式 1年校外学習
5	生徒理解研修（6月） Y-P アセスメント研修	学校説明会
6	いじめ早期発見のためのアンケート （記名式アンケート・教育相談） 横浜こども会議（ブロック会議調整） Y-P アセスメント①	学家地連総会① 方針説明 宿泊行事 校外学習 学校運営協議会①
7	情報モラル講習会（1年生） 休業前生活指導	地区懇談会 学校運営協議会②
8	横浜こども会議（全体）	生徒指導専任夏季研修会
9	教育相談②	学校運営協議会③
10	生徒理解研修会③	終業式・始業式
11	人権標語作成 情報モラル講習会（2、3年生） Y-P アセスメント②	学校運営協議会④
12	いじめ防止月間の取組 いじめアンケート 休業前生活指導	
1	教育相談③ Y-P アセスメント支援検討会	学校運営協議会⑤
2		学家地連総会②
3	休業前生活指導	学校運営協議会⑥
年間	<ul style="list-style-type: none"> ・道徳をはじめとして、あらゆる教育活動を通して、人権意識を高める。 ・学校いじめ防止対策委員会の開催（月1回以上） 	

【いじめの解消について】

《いじめの解消の要件》

少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。

- ① いじめの行為が少なくとも3か月（目安）止んでいること。
- ② いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

ただし「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階にすぎず「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は日常的に注意深く観察します。

○ 研修等の実施

- (1) 生徒理解のための職員会議
- (2) 教職員の感受性や共感性を高める校内研修

【学校運営協議会等の活用】

保護者や地域住民が学校運営に参画する「学校運営協議会」や「学校、家庭、地域連携事業」等を活用し、いじめの問題など学校が抱える課題を共有し、連携・協働して解決する仕組み作りを推進します。

4 重大事態への対処

○ 重大事態とは（横浜市いじめ防止基本方針に基づく）

次のいずれかに該当するときは、いじめの重大事態として対応します。

(1) いじめを受けていた生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた場合

- ア 自殺を企図した場合
- イ 身体に重大な傷害を負った場合
- ウ 金品等に重大な被害を被った場合
- エ 精神性の疾患を発症した場合 等

(2) いじめを受けていた生徒が、そのため相当の期間欠席を余儀なくされている疑いがある場合。

- ア 年間30日間を目安とする。但し、一定期間連続している場合は、目安に関わらず重大事態として対応する。生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態ととらえる。

○ 重大事態の報告

学校は、重大事態と思われる案件が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告し、その後の調査の仕方などの対応を相談します。

○ 重大事態の調査

- (1) 重大事態が生じた場合は、弁護士、精神科医、SC、SSW等の専門知識を有するもののほか、第三者からなる組織を設け調査する。
- (2) いじめを受けた生徒及び保護者に対しては、学校として説明責任があることを自覚し、真摯に情報

を提供する。その際、個人情報保護に関する法律等を踏まえること。

- (3) 重大事態が生じた後、適切な時期にアンケート等を行い、事実関係を把握し、調査委員会に速やかに提出する。その際、被害生徒の学校復帰が阻害されないよう配慮する。

5 いじめ防止対策の点検・見直し

学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い必要に応じて組織や取組等を見直しを行います。必要がある場合は横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討します。